

消費生活センターだより Vol.5

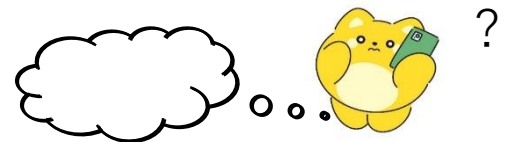
【怪しいメールの相談事例】

《事例1》

スマートフォンに「クレジットカードを日頃からご利用いただき、感謝申し上げます。お客様のアカウントにおいて、確認が必要な取引が発見されました。これにより、一時的にサービスを制限させていただいております。登録された電話番号に連絡できなかったため、メールにてお知らせしています。」とメールが来た。必要な手続きをしないといけないのか？

【回答】

無視するか、普段使用している公式アプリからアクセスして確認する



《事例2》

スマートフォンに「クレジットカードの〇月分の請求督促のお知らせが届いた。」請求金額や自分のメールアドレスも記載されていた。支払わないといけないのか？

【回答】

無視してください。詐欺メールの場合は、支払ってしまうとお金は帰ってきません。また、だましやすい「カモ」と思われ、更なる請求が続くおそれがあります。ただし、本当の場合は、ハガキや信書便で、遅延延滞金がついて請求される場合があります。本物か偽物かわからない場合は、無視せずに消費生活センターにご相談ください。

*メールやSMSはすぐに開かない。リンクをタップしない、個人情報やむやみに入力しないでください。

*メールアドレス・電話番号の変更も検討する。

*わからない場合は、いちき串木野市消費生活センターにお問合せください。

いちき串木野市消費生活センター

(いちき串木野市役所串木野庁舎2階 水産商工課内)

☎0996-33-5638

相談時間：月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:00

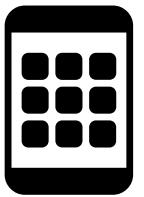
【電話勧誘によるトラブル事例】

《相談内容》

携帯電話に事業者から「キャッシュバックキャンペーンをしている」と電話があった。先日インターネット回線を他社から乗り換えたので、その契約のキャッシュバックだと思い込み、事業者に言われるまま、キャリア決済のID、パスワードを教えてしまった。切電後、スマートフォンに「ご契約ありがとうございました。事業者名、連絡先電話番号、毎月の支払い金額等」がSMSで送られてきた。キャッシュバックだと思っていたが、毎月定額のサブスクリプション契約をしたことが分かった。事業者の電話番号に連絡したが、連絡がつかなかった。キャリアのショップに相談し、ショップの指示に従ってキャリア決済のID・パスワードの変更手続きをしたが、他に何か手続きがあれば、教えてほしい。

《処理方法》

相談者のスマートフォンに記載されていた事業者電話番号に相談者立ち合いのもと連絡したが、連絡がつかなかった。キャリア決済担当部署に相談しキャリア決済の取消処理ができることが分かり、支払いを止めた。相談者に事業者から何らかの通知があった場合は、再相談するよう依頼し、一旦相談を終了した。相談者が帰宅後、消費生活センターで事務所の連絡先を調査した結果他の電話番号がわかり、翌日連絡したところ、連絡がつき、相談者の経緯を伝え、支払い金額なしで、解約することができた。



《お願いしたいこと》

- ★知らない電話番号は出ないこと。
- ★電話に出た場合は、事業者の話を十分に聞いて、何のキャッシュバックなのか確認し、不要な場合は断る。
- ★キャリア決済は、支払いはできるが、キャッシュバックの入金は出来ない仕組みになっています。
- ★ID・パスワードを教えてしまうと他人に利用される危険性があるので、教えないでください。また、教えた場合はID・パスワードは変更する。